

小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し
要綱

〔平成29年6月5日〕
〔29小秘第163号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市が目指すまち「夢・チャレンジ 始まりの地 小牧」を広くPRするため、小牧市マスコットキャラクター「こまき山」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象となる者は、市内に活動の本拠を置く各種団体その他市長が適当と認めた者とする。

(貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、貸出しを受けようとする日の3月前から10日前までに着ぐるみ貸出申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

(貸出の承認)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 小牧市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 小牧市が目指すまち「夢・チャレンジ 始まりの地 小牧」について正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が着ぐるみの貸出しについて不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の承認又は不承認の決定をしたときは、その結果を着ぐるみ貸出承認(不承認)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 着ぐるみの運搬に要する費用を負担すること。
- (3) 承認内容に従って使用すること。
- (4) 火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時等に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (7) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、第5条第2項の規定による承認を取り消すとともに、その使用者への貸出しを行わない。この場合において、市は使用者に生じた損害につき、その責を負わない。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しの承認を取り消したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第3)により使用者に通知するものとする。

(返却)

第8条 使用者は、着ぐるみの使用を終えたとき又は前条第2項の規定による承認を取り消されたときは、着ぐるみ返却届(様式第4)を市長に提出するものとする。

(原状復帰)

第9条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 使用者は、着ぐるみを紛失し、又は着ぐるみの補修が困難な状況まで損傷した場合は、着ぐるみを製作する費用を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が着ぐるみの使用により、第三者に損害を与えた場合は、使用者がその責を負い、市は一切その責を負わない。

2 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、市は一切その責を負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。